

において「介護予防型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防型通所サービスの提供日ごとに、指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この節において「看護職員」という。) 指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防型通所サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この条及び第55条第3項において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定介護予防型通所サービス事業所の利用定員(当該指定介護予防型通所サービス事業所において同時に指定介護予防型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次款及び第4款において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
 - 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防型通所サービスに従事させなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
 - 5 前各項の指定介護予防型通所サービスの単位は、指定介護予防型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
 - 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 8 指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第54条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第55条 指定介護予防型通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(3) 便所

ア 居宅要支援被保険者等が使用するのに適したものとすること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 利用定員に応じて、適当数設けること。

(4) 洗面設備

ア 居宅要支援被保険者等が使用するのに適したものとすること。

イ 利用定員に応じて、適当数設けること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 第2項第1号の食堂及び機能訓練室の面積に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。

6 指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項まで及び第5項又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで及び第5項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(利用料の受領)

第56条 指定介護予防型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防型通所サービス事業所に係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防型通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防型通所サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定

めるところによるものとする。

- 5 指定介護予防型通所サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(管理者の責務)

第57条 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者にこの款及び次款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第58条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防型通所サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防型通所サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型通所サービスを提供できるよう、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者によって指定介護予防型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、介護予防型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。
- (1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項
 - (2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項

(定員の遵守)

第60条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者の特性及び当該指定介護予防型通所サービス事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(次項及び第5項において「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者へ周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、本市、他の第1号事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めなければならない。

- 4 指定介護予防型通所サービス事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防型通所サービス事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 指定介護予防型通所サービス事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

(衛生管理等)

第62条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第63条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防型通所サービス事業者は、第55条第4項の指定介護予防型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第64条 指定介護予防型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防型通所サービス計画
- (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第23条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第65条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで、第37条及び第39条の規定は、指定介護予防型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第58条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防型通所サービスの基本取扱方針)

第66条 指定介護予防型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によ

るサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防型通所サービスの具体的取扱方針)

第67条 指定介護予防型通所サービスの方針は、第52条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防型通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防型通所サービス計画の実施状況の把握（次号及び第11号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防型通所サービス計画の変更について準用する。

(指定介護予防型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第68条 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第69条 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5節 基準緩和型通所サービス

第1款 基本方針

第70条 指定第1号事業に該当する基準緩和型通所サービス（以下「指定基準緩和型通所サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従事者の員数）

第71条 指定基準緩和型通所サービスの事業を行う者（以下「指定基準緩和型通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定基準緩和型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この節において「従事者」という。）の員数は、指定基準緩和型通所サービスの単位ごとに、当該指定基準緩和型通所サービスを提供している時間帯に従事者（専ら当該指定基準緩和型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定基準緩和型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 指定基準緩和型通所サービス事業者は、指定基準緩和型通所サービスの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該指定基準緩和型通所サービスに従事させなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定基準緩和型通所サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。

4 前3項の指定基準緩和型通所サービスの単位は、指定基準緩和型通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第72条 指定基準緩和型通所サービス事業者は、指定基準緩和型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定基準緩和型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第73条 指定基準緩和型通所サービス事業所は、サービスを提供するために必要な場所、便所及び洗面設備を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定基準緩和型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) サービスを提供するために必要な場所 3平方メートルに利用定員（当該指定基準緩和型通所サービス事業所において同時に指定基準緩和型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 便所

ア 居宅要支援被保険者等が使用するのに適したものとすること。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 利用定員に応じて、適当数設けること。

(3) 洗面設備

ア 居宅要支援被保険者等が使用するのに適したものとすること。

イ 利用定員に応じて、適当数設けること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定基準緩和型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定基準緩和型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定基準緩和型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定基準緩和型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 第2項第1号のサービスを提供するために必要な場所の面積に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。

6 指定基準緩和型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定介護予防型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定基準緩和型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業又は指定介護予防型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで又は第55条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準（食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室に係る設備に関する基準を除く。）を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準（サービスを提供するために必要な場所に係る設備に関する基準を除く。）を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（記録の整備）

第74条 指定基準緩和型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 基準緩和型通所サービス計画（作成した場合に限る。）

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第23条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第63条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第75条 第8条、第10条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで、第37条、第39条、第56条から第63条までの規定は指定基準緩和型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第75条において準用する第58条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第63条第4項中「第55条第4項」とあるのは「第73条第4項」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定基準緩和型通所サービスの基本取扱方針）

第76条 指定基準緩和型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定基準緩和型通所サービス事業者は、自らその提供する指定基準緩和型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定基準緩和型通所サービス事業者は、指定基準緩和型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定基準緩和型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定基準緩和型通所サービス事業者は、指定基準緩和型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努め

なければならない。

(指定基準緩和型通所サービスの具体的取扱方針)

第77条 指定基準緩和型通所サービスの方針は、第70条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定基準緩和型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準緩和型通所サービス計画を必要に応じて作成するものとする。
- (3) 基準緩和型通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、基準緩和型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、基準緩和型通所サービス計画を作成した際には、当該基準緩和型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、基準緩和型通所サービス計画を作成した場合は、当該基準緩和型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、基準緩和型通所サービス計画を作成した場合にあっては当該基準緩和型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準緩和型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該基準緩和型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準緩和型通所サービス計画の実施状況の把握(次号及び第11号において「モニタリング」という。)を行うものとし、基準緩和型通所サービス計画を作成していない場合にあってはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するものとする。
- (10) 指定基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて基準緩和型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する基準緩和型通所サービス計画の変更について準用する。

(準用)

第78条 第68条及び第69条の規定は、指定基準緩和型通所サービスの事業について準用する。

第3章 雑則

第79条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間において、指定介護予防型訪問サービス事業者が旧指定介護予防訪問介護事業者(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号。以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けている場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条 第2項	指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は旧指定介護予防訪問介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号。以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）
	指定訪問介護をいう。以下同じ。）	指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は旧指定介護予防訪問介護（旧介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）
	及び指定訪問介護	、指定訪問介護及び旧指定介護予防訪問介護
第5条 第6項	指定訪問介護事業者	指定訪問介護事業者又は旧指定介護予防訪問介護事業者
	指定訪問介護の事業	指定訪問介護の事業又は旧指定介護予防訪問介護の事業
	第4項まで	第4項まで又は旧介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項まで
第7条 第2項	指定訪問介護事業者	指定訪問介護事業者又は旧指定介護予防訪問介護事業者
	指定訪問介護の事業	指定訪問介護の事業又は旧指定介護予防訪問介護の事業
	第8条第1項	第8条第1項又は旧介護予防サービス等基準条例第8条第1項

3 整備法附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間において、指定基準緩和型訪問サービス事業者が旧指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受けている場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第44条 第3項	いう。）	いう。）、旧指定介護予防訪問介護事業所（旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。）
第46条 におい て準用 する第 7条第 2項	指定訪問介護事業者	指定訪問介護事業者、旧指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防型訪問サービス事業者
	指定訪問介護の事業	指定訪問介護の事業、旧指定介護予防訪問介護の事業又は指定介護予防型訪問サービスの事業
	第8条第1項	第8条第1項、旧介護予防サービス等基準条例第8条第1項又は第7条第1項

4 整備法附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間において、指定介護予防型通所サービス事業者が

旧指定介護予防通所介護事業者（旧介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。次項において同じ。）の指定を併せて受けている場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条 第1項 第3号	又は指定地域密着型通所介護事業者 指定地域密着型通所介護事業者をいう。）	、指定地域密着型通所介護事業者 指定地域密着型通所介護事業者をいう。）又は旧 指定介護予防通所介護事業者（旧介護予防サー ビス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予 防通所介護事業者をいう。）
	又は指定地域密着型通所介護（ 指定地域密着型通所介護をいう。）	、指定地域密着型通所介護（ 指定地域密着型通所介護をいう。）又は旧指定介 護予防通所介護（旧介護予防サービス等基準条例 第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）
第53条 第8項	又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3 第1項から第7項まで	、指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第 1項から第7項まで又は旧介護予防サービス等基 準条例第99条第1項から第7項まで
第55条 第6項	又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5 第1項から第3項まで及び第5項	、指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第 1項から第3項まで及び第5項又は旧介護予防サー ビス等基準条例第101条第1項から第3項まで及 び第5項

5 整備法附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間において、指定基準緩和型通所サービス事業者が旧指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条 第6項	指定通所介護事業者等	指定通所介護事業者等、旧指定介護予防通所介護 事業者
	指定通所介護等の事業	指定通所介護等の事業、旧指定介護予防通所介護 の事業
	又は第53条第1項	、旧介護予防サービス等基準条例第101条第1項 から第3項まで又は第53条第1項

●金沢市告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第4項の規定により金沢プールの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金 沢 プ ー ル	東京都中野区東中野3丁目18 番12号	金沢プール共同事業体	平成29年1月1日から 平成33年3月31日まで

教 育 委 員 会 規 則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第10号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第 2 項の教育委員会規則で定める日を定める規則
 金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（平成25年条例第39号）附則第 2 項の教育委員会規則で定める日は、平成29年 3 月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第11号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

4	職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
5	職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
6	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
7	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
8	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
9	職員証及び履歴の証明の発行			○		
10	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
11	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○		
12	地方公務員法第38条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○		
13	文書の収発記号の決定			○		
14	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
15	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○		
16	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○		

を

4	職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
5	職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
6	職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
7	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
8	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
9	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
10	職員証及び履歴の証明の発行			○		
11	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
12	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○		
13	地方公務員法第38条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○		
14	文書の収発記号の決定			○		
15	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
16	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○		
17	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○		

に、

4	学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
5	学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
6	学校職員等の職務専念義務の免除			○		
7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
8	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
9	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
10	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認			○		
11	学校職員等の欠勤の処理			○		
12	学校職員等の人事記録等の整理			○		
13	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
14	学校職員等の健康診断に関すること。			○		
15	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。）			○		

を

4	学校職員等の部分休業の承認			○		
5	学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
6	学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
7	学校職員等の職務専念義務の免除			○		
8	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
9	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
10	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
11	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認			○		
12	学校職員等の欠勤の処理			○		
13	学校職員等の人事記録等の整理			○		
14	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
15	学校職員等の健康診断に関すること。			○		
16	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。）			○		

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第12号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第17条第2項中「以下」の次に「この項において」を加え、同条第4項中「以下」を「第20条において」に改め、同条第5項中「最終在籍中学校長」を「在学又は出身の中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（第29条において「中学校」という。）の校長」に改める。

第29条中「いったん」を「一旦」に改め、同条ただし書中「出身中学校長」を「在学又は出身の中学校の校長」に改める。

「中 学 校 「

第1号様式の2中「出身学校」を「中学校名」に、高等学校を中学校に、「あて先」を「宛先」に、
大学・短大」

「志願者
写真
ちょう付欄」を「志願者
写真
貼付欄」に改める。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第2号

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会規則（昭和36年農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（身分証明書）

第8条 法第35条第2項及び農地法第14条第2項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第8条関係）

（表）

身 分 証 明 書	第 号
	住所 氏名 生年月日
上記の者は、石川県金沢市農業委員会の 委 員 (農地利用最適化推進委員)であることを証明します。 (職 員) 年 月 日	金沢市農業委員会 印

(裏)

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（この欄には、農業委員会等に関する法律第35条第1項から第3項までの条文を記載すること。）

農 地 法（抜粋）

（この欄には、農地法第14条の条文を記載すること。）

附 則

この規則は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行の際現に在任する金沢市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第4号

消 防 局
消 防 署

消防職員服務規程（昭和34年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

金沢消防長 小 谷 正 利

第19条第1項中「第15条」を「第15条の2」に、「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第3項中「病気休暇」の次に「特別休暇のうち職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）第14条第1項第9号の規定による休暇、同項第10号の規定による休暇及び同項第16号の規定による休暇、介護休暇並びに介護時間」を、「証明書」の次に「又は診断書」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2企業総務課の表中

(7) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定		○	
(8) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定		○	
(9) 36協定に関する決定	○		
(10) 職務専念義務の免除		○	
(11) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認		○	
(12) 職務以外の職務に従事する場合の許可		○	
(13) 職員証及び履歴の証明の発行		○	
(14) 欠勤の処理		○	

を

(7) 部分休業の承認		○	
(8) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定		○	
(9) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定		○	
(10) 36協定に関する決定	○		
(11) 職務専念義務の免除		○	
(12) 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認		○	
(13) 職務以外の職務に従事する場合の許可		○	
(14) 職員証及び履歴の証明の発行		○	
(15) 欠勤の処理		○	

に

改める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項中「業務」を「公務」に改め、「子」の次に「次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。」を加え、「より育児時間を承認されている」を「よる育児時間又は第32条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を、「以下」の次に「この条及び第32条の4第2項において」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者

第32条の3第1項中「配偶者（）」を「要介護者（配偶者（）」に改め、「職員と同居をしている」を削り、「掲げる者」の次に「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「管理者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該」を加え、「連続する6月の期間内において必要と認められる期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条第1項において「指定期間」という。）内において」に、「（以下）」を「（次項において）」に改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同条第2項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第32条の4 管理者は、職員が請求した場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、職員が要介護者の介

護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次項において「介護時間」という。）を承認することができる。

- 2 介護時間の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第32条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第40条の2第4項前段中「第32条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「第32条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び第3項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「における」を「に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の第32条の3の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第32条の3第1項に規定する指定期間については、公営企業管理者は、別に定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 条例第17条第2項の管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第12号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「東1283番地」の次に「東1457番地1」を加える。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市液化石油ガス供給に関する規程（昭和63年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 瑞樹団地供給地点群の項供給地点の欄中「237番地～241番地」を「237番地1～237番地7」に改め、同項供給地点数の欄中「824」を「826」に改め、同表大浦・東蚊爪供給地点群の項供給地点の欄中「86番地4 87番地」を「86番地4 87番地 93番地1」に改め、同項供給地点数の欄中「285」を「286」に改める。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「業務」を「公務」に改め、「子」の次に「（次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「より育児時間を承認されている」を「よる育児時間又は第32条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を、「以下」の次に「この条及び第32条の2第2項において」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者

第32条第1項中「配偶者（）」を「要介護者（配偶者（）」に改め、「職員と同居をしている」を削り、「掲げる者」の次に「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「管理者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該」を加え、「連続する6月の期間内において必要と認められる期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条第1項において「指定期間」という。）内において」に、「（以下）」を「（次項において）」に改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同条第2項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第32条の2 管理者は、職員が請求した場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次項において「介護時間」という。）を承認することができる。

2 介護時間の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第31条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第41条第4項前段中「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び第3項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「における」を「に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の第32条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第32条第1項に規定する指定期間については、病院事業管理者は、別に定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

2 条例第17条第2項の管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

平成28年(2016年)12月26日 印刷

平成28年(2016年)12月26日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄